解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年九月二十四日開催の評議員会及び理事会の決議により平成二十八年三月三十一日静岡県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月二十一日

静岡県掛川市本郷六二三―一

学校法人安里学園こども広場あんり幼稚園部

代表清算人　豊田　勝義

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十八年二月十九日千葉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年七月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年七月二十一日

千葉県銚子市長山町二〇七八番地

銚子市長山土地改良区

代表清算人　小林　薫

第十二期決算公告

平成二十八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・円

資産の部	
流動資産	二四、四四〇、五三八
固定資産	七九、二一三
資産合計	二四、五一九、七五一
負債及び正味財産の部	
流動負債	五、〇六四、一二九
正味財産	一九、四五五、六二二
（うち当期正味財産増加額）	（六、二一四、四三六）
負債及び正味財産合計	二四、五一九、七五一

平成二十八年六月二十七日

大阪市中央区天満橋京町一番一号

特定非営利活動法人大阪水上安全協会

理事　久ノ坪宏司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八街市八街ほ九八六番地一一、最後の住所千葉県八街市八街ほ九八六番地一一

被相続人　亡　藤井　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十一日

事務所千葉市中央区中央三―九―九エレル千葉中央ビル五Ｆ　プライム法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金城未来彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区谷中一丁目四一番地、最後の住所東京都台東区三ノ輪一丁目二七番一一号台東区立特別養護老人ホーム三ノ輪

被相続人　亡　小沼　教子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十一日

事務所東京都江東区東陽二―四―二九マルシンビル七〇五号東葉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉野　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市北一色六丁目四番、最後の住所岐阜市北一色六丁目四番一―三〇四号キャッスルハイツ北一色Ⅱ　被相続人　亡　森　大祐

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十一日

岐阜市美江寺町一丁目四番地白木ビル四階

辻法律事務所

相続財産管理人　弁護士　辻　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市坂部が丘四丁目一番地二、最後の住所岐阜県大垣市東前一丁目六番地ロフティ・バリエ大垣三〇二号室

被相続人　亡　森　正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十一日

事務所岐阜県大垣市丸の内二丁目五〇番地パサージュ大垣二〇三号室

相続財産管理人　弁護士　鈴木　一朗